練馬区議会情報セキュリティ基本方針

令和８年３月13日
７練議第 848 号

目次

１　目的

この基本方針は、練馬区議会（以下「議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性および可用性を維持するため、議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

２　定義

この基本方針において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　ネットワーク

電子情報の伝達を目的として設置される通信回線網をいう。

⑵　情報システム

電子計算組織単体またはネットワークにより構成された複数の電子計算組織を用いて情報を処理するための仕組みをいう。

⑶　情報セキュリティ

情報資産の機密を保持し、正確性および完全性を維持し、ならびに定められた範囲での利用可能な状態を維持することをいう。

⑷　機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

⑸　完全性

情報が破壊、改ざんまたは消去されていない状態を確保することをいう。

⑹　可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

⑺　情報資産

情報システム、ネットワーク、記録媒体、帳票、重要情報を含む文書およびシステム設計書その他のドキュメント類ならびにこれらで取り扱われている情報をいう。

⑻　脅威

部外者の侵入、不正アクセス、ウィルス攻撃および情報資産の持ち出し等による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去等をいう。

3　適用範囲

⑴ 行政機関の範囲

この基本方針が適用される範囲は、議会および議会事務局（以下「事務局」という。）とする。ただし、事務局の職員についてこの基本方針に定めのない事項は、練馬区情報セキュリティに関する基本方針（平成 27 年 10 月5日）および練馬区情報セキュリティに関する要綱（平成 20 年3月 31 日 19 練企情第 1686 号）を適用する。

⑵ 情報資産の範囲

この基本方針は、2⑺に規定する情報資産のうち、漏えい、破壊、改ざん、消去等またはそのおそれから保護するために管理を要するものを対象とする。

4　議員等の遵守義務

議員、事務局の職員等（以下これらを「議員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

5　情報セキュリティ対策

2⑻に規定する脅威から情報資産を保護するために、つぎに掲げる情報セキュリティ対策を講じる。

⑴ 情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産を機密性、完全性および可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

⑵ 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線および議員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

⑶ 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項について、教育および啓発を行う等の人的な対策を講じる。

⑷　技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセ

ス対策等の技術的対策を講じる。

⑸ 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

ア　業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、および必要に応じて契約に基づいた措置を講じる。

イ　外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。

ウ　ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

6　情報セキュリティ点検の実施

情報セキュリティ対策の遵守状況を検証するため、定期的に、または必要に応じて情報セキュリティ点検を実施する。

7　情報セキュリティ対策の見直し

情報セキュリティ点検の結果および情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、5に掲げる情報セキュリティ対策を定期的に、または必要に応じて見直し、情報セキュリティの向上を図る。

付　則

この方針は、令和８年４月１日から施行する。